

新庁舎等建設特別委員会会議録

- 1 日 時 令和5年6月27日(火曜日)
午後1時00分～午後2時30分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 秋 枝 秀 稔 委員 長 三 好 睦 子 副委員 長
 荒 山 光 広 委 員 山 中 佳 子 委 員
 高 木 法 生 委 員 岡 山 隆 委 員
 猶 野 智 和 委 員 坪 井 康 男 委 員
 杉 山 武 志 委 員 村 田 弘 司 委 員
 藤 井 敏 通 委 員 岡 村 隆 委 員
 田 原 義 寛 委 員 山 下 安 憲 委 員
 石 井 和 幸 委 員
- 4 欠席委員 な し
- 5 委員外出席議員
 竹 岡 昌 治 議 長
- 6 出席した事務局職員
 岡 崎 基 代 議 会 事 務 局 長 石 田 淳 司 議 会 事 務 局 議 事 調 査 班 長
 阿 武 泰 貴 議 会 事 務 局 庶 務 班 長
- 7 説明のため出席した者の職氏名
 志 賀 雅 彦 副 市 長 市 村 祥 二 建 設 農 林 部 長
 中 村 壽 志 建 設 農 林 部 次 長 野 村 知 司 建 設 課 主 幹
 廣 中 剛 建 設 課 副 主 幹
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午後1時00分開会

○委員長（秋枝秀稔君） ただいまから、新庁舎等建設特別委員会を開会いたします。

今日のレジュメに沿って進めさせていただきます。

それでは早速ですが、本日の調査事項に入ります。

最初に、立地適正化計画の策定についてを議題といたします。執行部のほうより説明をお願いいたします。廣中建設課副主幹。

○建設課副主幹（廣中 剛君） それでは、美祢市立地適正化計画の策定についてでございます。

本計画でございますが、昨年度から今年度にかけて2か年で策定を予定しており、昨年度は、美祢市まちづくり検討委員会を2回、そして美祢市立地適正化計画策定協議会を2回開催し、その後、美祢市都市計画審議会において御意見等を伺っております。

本日は、その内容について御説明をいたしたいと思っております。

それでは、資料1の1ページを御覧願います。

立地適正化計画の概要についてであります。

この計画は、都市再生特別措置法の一部改正により、平成26年8月から市町村が策定できることとなった計画でございます。

次に、計画策定の背景と目的でございます。

本市では、人口減少や少子高齢化が急速なペースで進んでおり、このままでは商業や医療など生活を支える上で、必要となる機能の確保などが困難となることが予想されます。

そこで、一定の人口密度に支えられた生活サービス機能の維持による安心で快適な生活環境の実現と、インフラ費用の抑制等による持続可能な都市経営の実現を図ることを目的に計画策定に取り組んでおります。

また、本計画は都市全体の観点から、都市計画区域を基本に居住を誘導するエリア（居住誘導区域）、そして医療・福祉等の居住者の共同の福祉、または利便を高めるために必要な施設（誘導施設）を誘導するエリア（都市機能誘導区域）などを定め、おおむね20年かけて、ゆっくりと緩やかに施設と居住の誘導を図る計画とし、併せて公共交通とも連携を図りながら、コンパクトプラスネットワークの考えの下、都市づくりを目指す計画としております。

下の図では、日本の将来人口推計を載せておりますので、御参考願います。

続いて2ページを御覧願います。

こちら、届出制度についてであります。

居住誘導区域を定めることで、区域外における一定規模以上の住宅等の建築等が事前の届出や勧告の対象となり、区域内の居住環境の向上、公共交通の確保等の居住の誘導に資する支援措置、そういったものを計画に記載できることとなっております。

また、都市機能誘導区域は、区域内に誘導する誘導施設を定めることで、区域外における誘導施設の建設等が事前の届出や勧告の対象となり、区域内へ誘導を図るための支援措置等を計画に記載できることとなっております。

また、下の図でございますが、区域設定のイメージ図を載せております。

都市計画区域の中に用途地域を設定しておりますが、その用途地域の中に居住誘導区域を、そして、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を設定するようなイメージを持っていただけたらと思います。

続いて3ページを御覧願います。

こちらでは、全国と山口県内の計画策定状況を載せております。

県内については13市中9市が作成・公表済みとされており、本市と下松市が現在策定を——計画策定を進めるところでございます。

続いて4ページを御覧願います。

こちらでは、計画策定の——作成の進め方を載せております。

真ん中の列の検討手順について説明をさせていただきますと、令和4年度、昨年度でございますが、コンパクトのまちづくりの必要性や、その下、基本的な方針を整理した後、それらを踏まえて、居住誘導区域、都市機能誘導区域、そして居住誘導区域外のまちづくりの考え方について検討を行っております。

そして、令和5年度、今年度でございますが、居住誘導区域と都市機能誘導区域を設定し、誘導施設や居住誘導区域外のまちづくり、さらには近年の激甚災害等に対応するための防災指針について検討後、誘導の施策や目標指標などについて検討を行うこととしております。

続いて5ページを御覧願います。

美祢市立地適正化計画の位置付けでございます。

本計画は、都市全体を見渡したマスタープラン基本計画でございます。

美祢市都市計画マスタープランとの整合を図ってまいります。

続いて6ページから8ページに、こちらにかけましては、美祢市の現状と将来見通しについて、項目ごとに分析を行い、それぞれ課題について整理を行っております。説明は割愛をさせていただきます。

続いて9ページを御覧願います。

こちらでは、前ページで整理した課題を大きく3つに分け、それらを踏まえたまちづくりの方針と課題解決に向け——向けた誘導方針などを載せております。

続いて10ページを御覧願います。

ここでは、3地区——3地域のまちづくりの課題と、課題を踏まえたまちづくりの考え方、そして各地域が担う役割を整理しております。説明は割愛をさせていただきます。

続いて11ページを御覧願います。

こちらでは、これまでに整理した美祢市の現状、課題、まちづく——まちづくり方針などを踏まえ、誘導区域全体の考え方について整理をしております。

本市における誘導区域全体の考え方は、今後さらなる人口減少、少子高齢化の進行が予測され、効率的なまちづくりが求める——求められる中で、持続可能なまちを実現するためには、ある程度絞った地域に焦点を当て、にぎわいのあるまちを形成することが重要と考えております。

その集めた——集約したエネルギーを公共——公共交通ネットワークで地域拠点へとつなぎ、拠点間の相乗効果を図ってまいりたいと考えております。

また、将来の人口見通しや3地域の役割を踏まえ、本市の中心を担う美祢地域に居住誘導区域、そして都市機能誘導区域を定めてまいります。

また、秋芳・美東地域には、現在居住している住民の住環境を維持しつつ、拠点周辺では利便性の向上を図るなど——図ることとし、居住誘導区域や都市機能誘導区域の設定は制度上対象外となることから、本市では、任意での区域設定をしてまいりたいと考えております。

続いて12ページを御覧願います。

ここでは11ページの考え方のイメージ図を載せてございます。御参照願います。

そして13ページを続いて御覧願います。

ここでは居住誘導区域の設定——居住誘導区域設定の考え方について整理しております。

本市では、人口が減少する中でも、一定の人口密度を維持することで生活サービスを確保し続けられるよう、居住を緩やかに誘導し——誘導していく区域として設定をしていきます。

また、過度に車に依存——依存することなく、徒歩や公共交通機関を利用しやすく、様々な生活サービスを受けることが比較的容易な都市拠点周辺や、都市拠点への公共交通による移動が確保される区域に設定をいたします。そして、災害に対する安全を確保できる区域に設定をいたします。

続いて、14ページを御覧願います。

こちらでは、具体的な区域設定の流れを整理しております。

まず、ステップ1では、現行の都市計画との整合を図るため、また、計画的なまちづくりを進めるため、用途を制限した用途地域について確認をいたします。

次に、ステップ2では、居住誘導区域に定めることが考えられる区域について確認をいたします。

まずは、その1として、既に一定の住宅・宅地が整備されている区域、かつ都市機能が一定程度集積している区域、または公共交通の利便性の高い区域について確認をし、その2で都市基盤整備が推進されている区域を確認いたします。

なお、朱筆で書いております人口密度が1ヘクタール当たり5人以上、この箇所につきましても、本年の2月16日に開催をいたしました美祢市立地適正化計画策定協議会において、人口集積の基準として、国では1ヘクタール当たり40人以上というのが示されており、とても1ヘクタール——1ヘクタール当たり5人以上というのは、人口が集積しているとは言いがたいと、要件の見直しが必要ではないかという御意見をいただいております。現在、この要件に関し、見直しを検討しているところであります。

続いて、ステップ3では、居住誘導区域から除外する区域として、土砂災害警戒区域や浸水想定区域などについて確認をします。

続いて、ステップ4では、これまでのステップ1からステップ3までの内容を機械的に重ね合わせた区域として、おおむねの範囲を確認をいたします。

そして、最後ステップ5でございます。

こちらではステップ4で検討したおおむねの範囲をベースに、道路、鉄道敷、河川などの地形・地物や用途地域界、こういったもので区域を明確さ——明確化させることを今年度予定してございます。

続いて、15ページを御覧願います。

ここでは、ステップ4の居住誘導区域のおおむねの範囲をオレンジ色で示しております。

用途地域に占める本区域の面積割合は42.5%となっております。参考といたしまして、国では目標となる面積割合までは示されておりませんが、全国的に50%——50%程度、おおよその目安にしている印象がございます。

また、現時点では、土砂災害警戒区域など災害危険性の高い区域については、対象区域から除外しております。

しかし、今後の協議により、防災対策を講じるなどで、区域に含めるかどうか、引き続き検討をしてみたいと考えております。

続いて、16ページを御覧願います。

ここからは、都市機能誘導区域の設定について整理をしております。

まずは、都市機能誘導区域設定の考え方についてです。

都市機能誘導区域は、商業、医療、文化など市民が利用する都市機能を有する施設の立地や集積を図ることで、様々な生活サービスを充実させる区域とし、現状に立地していないところに新たに——新たに都市機能を誘導集積することは現実的ではないとされるため、現状で、ある程度立地・集積しているエリアに区域を設定したいと考えております。

また、都市機能は、市民や市外の方が利用する文化施設等の中核的な機能も想定されるため、公共交通でのアクセスが容易な場所である必要があり、併せて、都市機能の利用者の安全を担保するため、災害に対する安全を確保できる場所に設定する必要があります。

そして、本区域は原則として、居住誘導区域内に設定するものであり、都市機能の周辺にある程度の人口集積を維持することで、生活サービスを効率的に提供することにつなげたいと考えております。

以上のことから、本区域は市役所本庁舎周辺に設定することと考えております。

続いて、17ページを御覧願います。

ここでは、具体的な区域設定の流れを整理してございます。

まず、ステップ1では、居住誘導区域の範囲を確認します。

続いて、ステップ2では、都市機能誘導区域に含まれることが考えられる区域について検討します。

まずは、その1として、都市機能が充実している区域、かつ周辺からの公共交通にアクセス——公共交通によるアクセスの利便性が高い区域を確認します。

そして、その2で、都市基盤が一定程度整備されている区域を確認いたします。

続いて、ステップ3では、ステップ1とステップ2を機械的に重ね合わせた区域として、おおむねの範囲を確認いたします。

そして、最後でございますが、ステップ4において、居住誘導区域と同様に、地形・地物や用途地域界などで区域を明確化、今年度取り組みたいと考えております。

続いて、18ページを御覧願います。

ここでは、先ほどのステップ3の都市機能誘導区域のおおむねの範囲を青色で示しております。

用途地域に占める本区域の面積割合は9.5%となっております。なお、国では、居住誘導区域同様、目標となる面積割合までは示されておりましたが、全国的に10%程度をおおよその目安にしている印象がございます。また、国では、面積割合が10%以下の区域設定をされている自治体には、より手厚い支援を施すような施策も設けられております。

続いて19ページを御覧願います。

ここからは、居住誘導区域外のまちづくり、秋芳、美東地域のまちづくりについて整理をしております。

秋芳、美東地域は、比較的人口が集積している地域が存在するだけでなく、中心部には地域住民の生活を支える都市機能が立地し、地域拠点を形成しております。

そこで、現在居住している市民の住環境や、交通利便性を確保するおおよその範囲として、本市独自で地域拠点エリアを設定し、地域拠点の目指す姿について確認をしております。

また、地域拠点では、地域コミュニティの醸成や拠点間をつなぎ循環を生むハブ機能、そういったものを有するものとして設定しておりますので、中期——地域住民等が往来・交流し、地域拠点を訪れば日常の用事が済ませることのできる場所に

地域拠点エリアを設定し、加えて、災害時に安全が確保できる場所に設定をしたいと考えております。

以下には、各地域が担う役割や目指す姿を整理しております。説明は——内容については割愛をさせていただきます。

続いて、20ページを御覧願います。

ここでは、前ページの考え方を踏まえて、地域拠点エリアの設定要件を整理してございます。説明については割愛をさせていただきます。

最後に21ページを御覧願います。

ここでは、前ページで説明しました設定要件、こちらに基づいて、機械的に要件を重ね合わせ、地域拠点エリアのおおむねの範囲を黄緑——黄緑色で示しております。なお、こちらのエリアにつきましても、今年度、精度を図ってまいりたいと考えております。

以上が、これまで検討している美祢市立地適正化計画の内容でございます。

今後は、冒頭も申し上げましたが、具体的な区域設定、さらには、誘導施設・防災指針、そして誘導の施策・目標・指標などについて検討してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わりたいと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） 説明が終わりました。

ただいまの立地適正化計画についての説明に対して、質疑等ございましたらお願いいたします。藤井委員、どうぞ。

○委員（藤井敏通君） 今までも説明があったかと思うんですけども、この立地適正化計画をつくることで、例えば、新しい施設を造るなり、改——今の施設を改造するなりということで、国のほうから特別な補助金か何かが出るということですかね。そうしなければ、計画つくったってあんまり意味がないんですけど、その辺は、これをつくることによるメリットっていうか、その辺ちょっともう1回、明らかにしていただけますか。

○委員長（秋枝秀稔君） 中村次長。

○建設農林部次長（中村寿志君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

まず、この立地適正化計画を策定することによって、その中で行われる整備について、項目は要件いろいろありますが、国の補助金を使って整備できる——活用で

きるというところはございます。要件に沿っているかどうか、よく精査しないといけないところだと思いますが、できるということで御理解いただければと思います。

それと、立地適正化計画策定のメリットというところでございます。

都市のコンパクト化や適正な公共交通ネットワークの構築により、住民の方の生活利便性の維持向上、サービス産業の生産性の向上、地域経済の活性化、行政サービスの効率化による行政コストの削減を図ることができるというようなメリットがあると思う——あると考えております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） よろしいですか。藤井委員、どうぞ。

○委員（藤井敏通君） 例えばですね、今、市村さんもいらっしゃいますけれども、農業なんかでも何か補助金もらおうと思ったら、例えば、まず最初に計画をつくれと、それに基づいて、その趣旨にあってれば補助金出してやるというのが、大体国の考え方ですよ。だから、これも、この——何て言うんですか、何とか法——一番最初にありましたけれども、都市再生特別措置法ということで、これを、まず計画をつくらなきゃ、何かこういう都市計画で新しい機能を持たしたりとかいうふうなことも、はっきり言って、もう補助金でないよということじゃないかと思うんですけど、そういう理解でよろしいですよ。

○委員長（秋枝秀稔君） 中村次長。

○建設農林部次長（中村寿志君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

今、藤井委員の言われるように、都市再生特別措置法に基づいた都市再生整備計画というのを、この後——今も同時並行をしておりますが、いろいろなことを今計画、策定しているところでございます。まだ公表等もしておりませんが、そういう状況であるということで御理解いただければと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） その他、質問ございませんでしょうか。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 先般、この委員会に出席させていただきまして、その中で1つお尋ねしたんですが、今日、MYTさんも収録に来られているということで、ちょっと再度確認なんですけど、地域拠点エリアのおおむねの範囲、最後の21ページにあります。秋芳町の秋吉周辺が都市計画区域ということになっております。都市計画区域となれば、都市計画税の対象になるのだろうかという質問を以前させていただいているんですが、当時、対象になりませんという回答でしたけど、再度御

確認のため、尋ねさせてください。

○委員長（秋枝秀稔君） 中村次長。

○建設農林部次長（中村寿志君） ただいまの杉山委員の御質問にお答えいたします。

都市計画税は目的税というところがございます。都市計画税がかかっている区域という用途地域と、あとは都市施設通の中にあります下水道エリアというところは、都市計画税が——そういったところを主に都市計画税がかかることになっております。

したがいまして、秋芳町は都市計画区域、一部を除いて都市計画区域ということでございますが、今言う都市計画税はかかっておりません。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） その他、質問ありますか。藤井委員、どうぞ。

○委員（藤井敏通君） 私も美東ですから、非常に地域拠点エリアっていうことが気になります。

先ほど、この計画を策定する目的っていうか——は、都市計画をつくって、そこにいろんな施設等を建設するとき、この都市再生特別措置法に基づいて計画をすれば、それでいろいろな補助金等ができるということですよ。もう法律的な根拠があるんで、それに基づいてやれば、それなりの補助金を受けると。

ところが、エリアだと、はっきり言ってこの措置法の外枠になるんですけども、そこで具体的にいろいろ公共施設を造ったり、あるいは市のほうでと言うか——住民の要望によって、いろいろやはり公共施設なんか造ってほしいとか、例えば、一例は学校——この都市計画の——この都市再生特別措置法で学校ということが入るのかどうなのかは分かりませんが、別の過疎かなんかでやれということになるかもしれないんですけども、要は、その地区のエリアのほうでいろいろ計画を立てて、こういう建物とかを造りたいとかいうようなときには、何か、国・県とか市以外でも、そういう何かこう持って来れる補助金なんかはあるんですか、それとも、もう地域計画っていうのはこの計画よりも外なんで、やるんやったらもう市の財政でやれということなんですか。その辺はどういうふうな——その地域計画であれば、国なんかからの補助金等の援助が得られるかどうか、この辺はどうなってますか。

○委員長（秋枝秀稔君） 中村次長。

○建設農林部次長（中村寿志君） 藤井委員の御質問にお答えいたします。

美東地域拠点ですが、都市計画区域から外れております。したがって、少し都市計画的なところの補助的なものというところから、都市施設という意味から少し色分けするようなことになろうかと思えます。

美東地域においては、やはり、いろんな施設を整備するに当たりましては、国の補助金を使いながらやっていきたいというところは思っております。しかしながら、今言うような都市計画区域外でございますので、そういったところは今の段階では難しい状況でございます。

しかしながら、国のほうも、そういった地域拠点というのは全国たくさんあるわけございまして、そういったところへの要望というのが多くなっているということから、今、国のほうも緩和するような方向で補助金の拡大といえますか、そういう流れはあるということはお聞きしております。そういったものを活用しての整備といったところが好ましいと思っておりますので、今の状況ですので、国の動向を少し注視してまいりたいと考えておるところであります。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） よろしいですか。藤井委員、どうぞ。

○委員（藤井敏通君） 地域拠点エリアにこだわりますけども、そうなってくると、今回、目的があくまでも都市計画っていうか——計画をつくった上で、それを実行するに当たって、いろいろ補助金を引っ張ってこようかということであるならば、わざわざ地域外のことをやる必要はないんじゃないかなと。でも、ここで地域拠点エリア、美祢の中心街の一つのモデルとしてやれということだろうと思うんですけども、それだったらね、もう美東なら美東だけで独自のと言うか、そういうまちづくり、そういうのをこの行政の指導によつてのやる——これ——こだわらずにユニークなまちづくりをやってもええんじゃないかなと。

例えば、何回かまちづくりということでワークショップもやりましたよね。今回、そのもう1つは、その教育のほうで小中一貫というか、私はもう美東は教育のまち美東ということで新しい学校を造って、新しいそこに外から生徒というか——子どもさんなんかを通うような、そういう新しい独自のまちづくりをすればいいんじゃないかなというふうに思うんですよ。そのときに、今、美東で特に小中一貫のということで、教育委員会のほうに要望が出てるのは、一刻も早く一体化する。で、そ

ここに新しい学校造ってくれと、こういう要望が出てるわけですけども、結局、やっぱり新しい学校を造るとなってくると、これは財政の問題であったり、すぐにはできないというふうなことで、なかなか話が——っていかないというようなことですよね。

だから、何が言いたいかという、型にはまった同じようなミニチュアの地域拠点エリアというふうなことでやるというよりも、むしろ、秋芳、美東とか、もう独自のやっぱまちづくりをやったと思うんですけども、そういう意味でね、この地域拠点エリアというのをつくっていく、策定するっていうことが、どうせ外ですから、それよりも本当にユニークというか、そういうのを一緒に行政もやってもらったらどうかなと思うんですけど、いかがでしょうかね。

○委員長（秋枝秀稔君） 中村次長。

○建設農林部次長（中村寿志君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

この立地適正化計画なんですけれども、基本的には補助金を取りに来るっていうのはあるわけですけども、一番のメインといいますのは、やっぱり今ある商業、あるいは医療、こういったところを——今ある生活サービス施設が維持できるように、人をこうゆっくりと20年かけて持っていこうではないかという計画でありますので、そこはひとつ、御理解のほどお願いできたらと思っております。

それと、地域拠点におけるまちづくりは、本当に独自のまちづくりっていうことで、本当にいいと思っております。ワークショップも開催しており、住民の方からのいろいろな意見が出ております。そういったのをなるべく拾い上げて整備していければと考えておりますので、その辺も御理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） その他、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終わります。

続きまして2項目ですが、都市計画道路の見直し方針についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。野村建設課主幹。

○建設課主幹（野村知司君） それでは、美祢市都市計画道路見直し方針につきまして、御説明をいたします。

資料の2の1ページを御覧ください。

まず、都市計画道路とは、についてでございます。

円滑な移動を確保するための交通機能、景観等の都市経——都市環境や防災面で良好な空間を形成するための空間機能、都市構造の形成、街区を構成するための市街地形成機能を有し、都市の将来像実現のために、都市計画法に基づいて決定される重要な都市施設でございます。

次に、見直しの背景についてでございます。

本市の都市計画道路につきましては、昭和33年に当初、都市計画決定が行われ、昭和45年の計画変更で、現在の計画の原型へと変更がされてから50年以上が経過しております。いまだ改良が完了していない路線区間が残っている状況となっております。

これら都市計画道路の多くは、将来的な人口増加と市街地拡大を前提といたしまして計画されておりました。

しかしながら、近年の人口減少や経済活動の低迷など社会情勢が大きく変化する中、目指すべき都市の将来像は変化し、その必要に変化が生じているものでございます。

こうしたことから、山口県策定の都市計画道路の見直し基本方針を基にいたしまして、美祢市都市計画道路見直し方針を定め、都市計画道路の整備の必要性について検討を行ったところでございます。

次に、計画道路の現状についてでございます。

ただいま配信をいたしました、整備状況図を御覧いただけたらと思います。

右上の表でございますが、本市の都市計画道路は7路線でございます。総延長は9.54キロメートルが計画決定されておまして、令和5年1月時点でございますが、整備率は66.8%となっております。

路線に色分けがしております。7路線のうち、全線改良済みの路線は3路線となっており、赤色の路線がその改良済みの区間となっております。

青色の路線は未改良区間、そして緑色の区間は現在施工中でございますが、県——県の代行事業によって、今現在施工をしておるところでございます。

概要版の1ページ目に戻ります——戻りまして、御説明を続けます。

右上を御覧ください。

見直しの判断基準についてでございます。今回の見直しの基本的な考えを記載し

ております。

1つ、山口県策定の都市計画道路の見直し方針に準拠いたしております。1つ、今後のまちづくり方針との整合性を重視するため、県、市の上位関連計画、ここでは県の策定の区域マスタープランや市策定第2次美祢市総合計画、美祢市都市計画マスタープランなどがそれに当たりますが、それ——それらについて整理いたしまして、各路線の役割等について検証をいたします。

将来交通量推計によりまして、将来的に一定の交通需要が認められる路線については、計画の存続を基本として検討を行っております。既存道路による機能代替の可能性を積極的に検討いたしまして、既存道路の個別改良などによる機能確保も選択肢としております。都市——都市計画道路のみではなく、既存道路も含めた全体での道路網ネットワークによる研修を行ってまいります。

以上のことを基本といたしました考え方により、見直しを行っております。

次のページを御覧いただきたい——御覧ください。

見直し方針の判定フローについてでございます。

見直し路線の抽出を行いまして、表の判定フローに沿って、検証評価を実施してまいり——まいります。

整備の必——必要性の評価といたしましては、ステップ1からステップ3までで検証を行います。

ステップ1では、上位関連計画における位置づけの有無。そして、ステップ2にまいりまして、将来交通需要、これは判断基準といたしましては、日交通量を4,000台あるかないかということで、判断基準といたしております。そして、ステップ3でございますが、路線機能の必要性、ここでは交通空間、市街地形成、これらの機能の必要性があるかどうかということで、検証してまいります。

なお、この3つの項目のうち2項目以上が該当で必要性が高い。それ以下で必要性は低いというふうな評価をいたします。

最終的に、下にあります二重——二重枠で囲ってありますように、存続候補、変更候補、廃止候補と3つの判定を行ってまいります。

右上を御覧ください。

次に、見直し対象路線の抽出・区間分けについてでございます。

今回の見直しでは、都市計画道路7路線のうち、概成——ここでは都市計画道路

と同程度の機能を果たしうる道のことでございますが、概成及び未改良区間が含まれていて、かつ計画決定後30年以上が計画——経過している3路線を抽出しております。

ここで、計画決定後30年以上ということでございますが、これは県の方針に沿ったものでございまして、社会経済上の——状況の変化とともに、その決定趣旨が時代にそぐわなくなる経過年数を考慮された年数となっております。

今回、検証・評価を行う区間割図を右下図面に記載しております。

渋倉伊佐線については区間の1-1、1-2の2区間、そして渋倉北川線を区間2、吉則伊佐線を区間3の計3路線、4区間を見直しをしております。

次のページをお開きください。

検証・評価結果についてでございます。

まず、渋倉伊佐線についてでございます。

位置につきましては、下の図のほうを御覧ください。

国道316より東——東側で緑色に記されておる区間でございます。未改良区間や限度がない区間が含まれております。

表の上段を御覧ください。

渋倉伊佐線につきましては、ステップ1上位・関連計画における位置付けや、ステップ2の将来交通需要、そして、ステップ3の機能の必要性の検証、いずれも必要性がありつというふうに判断されておりまして、整備の必要は高いと判断しております。

今回の必要性が高いと判断された渋倉伊佐線でございますが、右側のほうを御覧いただきますと、3つのチェックついうところで、チェック2の実現上の課題の有無ついうところで、計画幅員が過大であるついうふうに判断されておりまして、計画幅員の縮小ついうことで、変更候補つの方針となつてございます。

その下、渋倉北川線につきましては、ステップ1とステップ3の2つの項目で必要性がありと判断されたことから、整備の必要は高いと判断しております。が、先ほど同様、交通量や現在の周辺土地の利用の状況では、計画幅員が過大と判断されておりまして、計画幅員の縮小ついうことで、変更候補つの方針となっております。

そして、吉則伊佐線についてでございます。

位置については、UEB三菱セメント株式会社伊佐セメント工場と渋倉伊佐線をつ

なく南北の道路でございます。50メートルほどある未改良区間になります。

こちらにつきましては、ステップ1からステップ3に、いずれにおきましても必要性の評価は認められておりません。しかしながら、その後のチェック3において、廃止した際の既に改良済みの区間の渋倉伊佐線で道路網が切断されることになるということから、存続候補としております。

各区間の評価詳細については、次——次ページ上に記載しておりますので、そちらのほうを御確認いただければと思います。

また、なお、時期等は未定となりますが、今後、方針に沿いまして、関係機関との協議、地元説明会、美祢市都市計画審議会などを経て、都市計画決定の変更を行うこととしております。

以上、今回行いました美祢市都市計画道路見直し方針についての説明を終わります。

○委員長（秋枝秀稔君） 説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑などございませんか。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 渋倉伊佐線のことですがね、これ、うんと前から、あれ本当にやるのやらないのって、ずーっと問題なってますよ。いつまでこんなぐちゃぐちゃぐちゃぐちゃした話をするんですか。もう大概には決着つけたらどうですか。

あれは435号線がこの市役所前か、ビックの前辺りで輻輳するって、だから、そのバイパスっていう意味だったと思いますよ。

で、何かね、いつまでたつたってぐじゃぐじゃぐじゃぐじゃやっとなるんですよ。どうするんですか、結局は。話聞いてもよう分かりません。きちんと説明してください。

○委員長（秋枝秀稔君） 中村次長。

○建設農林部次長（中村寿志君） ただいまの坪井委員の御質問にお答えいたします。

渋倉伊佐線につきましては、平成12年頃だったかと記憶しておりますが、河川公園沿い——県と協力して、河川公園と併せて整備し始めております。今は第2工区として、渋倉のほうに今工事を進めているところであります。

ですから、渋倉伊佐線につきましては工事を進めるということで考えておるところでございますが、このたび、見直しという1つのキーワードが出てまいりましたので、改めて必要性の検討を行っているところでございます。

結果として、幅員を狭めて存続という結果でございます。

まだまだ、これから都市計画審議会等で幅員のこととか、いろいろやらないといけないことはまだあるわけですが、基本的には、そういう流れで進めておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 本当に渋谷伊佐線要るんですか。あんまり意味ないと思いますよ。邪魔者ですよ、邪魔臭い、地元の人にとって。何かもう20年近く後生大事にもんだり、ひねったり、つねったりしておられる。もう大概決着つけたらどうですか、というのが私の意見です。教えてください。

○委員長（秋枝秀稔君） 中村次長。

○建設農林部次長（中村寿志君） ただいまの坪井委員の御質問にお答えいたします。必要性についてだと思います。

今、渋谷伊佐線、このたび見直す区間には小学校、中学校がございます。通学路安全対策がかないますし、隣接して都市公園、伊佐公園がございます。こちらの入り口も、やはりあまり接道的にはよくないというところの解消。あるいは南側からの山からの雨水、この問題で伊佐のまちも困られておりますが、その対策。そして道路ができることによって住環境の整備が整うということと、周辺の土地利用ができてくるといったこと。そして市街地の骨格となる道であること。また、広域で申しますと、やはり緊急輸送道路の435号が通行止めとなった場合の代替道路、こういったように複数のメリット等出てまいります。したがって、必要性というのは、こういったところからもあると考えております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） いずれにしても、ひねったり、もんだりせんで、いいかげんに決着つけて進んでください。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） その他、質疑ありませんでしょうか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） いずれにしても、吉則伊佐線、長い期間かけて断続的に工事もいろいろされております。

特に、長門市から大きなこの鉄工所の木——木を——木を割って、その大型のトラックが結構美祢市の中心街を常に通って、非常に、業務ですからしょうがないとこ——公道を通過しておられるんですけども、1回私は、大型車から荷台が落ちて、1回私びっくりしたことあるんですよ。もし、方向が反対でしたから、逆に美祢に向かって帰る途中ですね、もう荷物落ちて、これ本当にちょっと何かあったら大変だなということで、美祢市内に、公道でそういった大型車がどんどん通って、中心街を通過していくのは、非常にちょっと問題があるかなということのを常に思っておりまして、それで、今言った吉則伊佐線のほう、そっちのほうに通すような方向になるんかどうか、そういったためのメリットがあるためにつくっ——造っていくんかどうか、その辺ちょっとよく分かりませんので、そういった考慮っちゅうのがあってできたのか、どうかその辺をお伺いします。

○委員長（秋枝秀稔君） 中村次長。

○建設農林部次長（中村寿志君） 岡山委員の御質問にお答えいたします。

吉則伊佐線、このたびの見直しについてということによろしいですか、吉則伊佐線……（発言する者あり）渋倉北川線……

○委員長（秋枝秀稔君） 渋倉線じゃない。

○建設農林部次長（中村寿志君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたします。

今言われるのが、渋倉北川線ということで、伊佐のほうから渋倉に抜ける道で、一部が国道435号線、一部が県道美祢——下関美祢線といった、いずれも県の管轄の道路というところがございます。

今言われるように、生活される方と企業でトラックで運ばれるところが混在している今、道になるということで——道であるということで、今後、全線開通すれば、やはりそういった二分化っていうのも図れると思いますので、より安全、そういった面では、安全な方向で道路整備ができると思っております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今後、こういった特に特殊大型自動車を通る場合、特に企業関係の車が通る場合には、本当に今通っている路線も公道で使うということは、法律でも何——何ら問題はないですけども、いろいろ今後、今言われたように分散をして上手に分けて、そういったところの企業とお話合いをして、対処していくこ

とも1つの案かなと思いますので、今後、そういったところの協議なんかも進めて——できた場合ね、進めていっていただきたいと思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 中村次長。

○建設農林部次長（中村寿志君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたします。

交通の制限と言いますか、そういったことは考えておりません。ネットワークとして活用したり、生活の利便性を高めるために使っていただければと思いますが、そういうふうに、大型車が自然とそういったルートに入っていただくような、そういう——都市計画道路ですから、基本的に、真っすぐであり曲がりのないような道路になっておりますので、企業の方も走りやすいとは思っておりますが、自然とそういうふうになって安全になればと思っております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） その他、質疑ありますか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） ぶっちゃけ聞きますけれども、これ、道路造るに当たっての建設費っていうのはどこが負担してま——負担するんですか。例えば、国道だったら国、県道だったら県、市だったら——市道だったら市ということなんですかね。

で、今回、問題になってます渋川伊佐線——渋倉伊佐線、渋倉北川線、吉則伊佐線、これは道路としては市道なのか、県道なのか、国道なのか、あるいは仮に市道だったら市が負担するのか、その辺は、どういう——誰がどういうふうに負担するか質問——質問をいたします。

○委員長（秋枝秀稔君） 中村次長。

○建設農林部次長（中村寿志君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

ただいま3路線の名前が出ました。渋倉伊佐線と吉則伊佐線につきましては市道でございます。渋倉北川線については、先ほど申しましたように一部が国道、一部が県道といった路線になっておりますので、それぞれの負担で整備するようになります。ですから、市道の場合は市が整備するといったことになります。

その、こういう計画——都市計画道路という骨格道路、ちょっと位置付けがランクアップした道に指定しておりますので、国の補助金はもちろん付きやすくなっておりますし、渋倉伊佐線につきましては、現在も県代行事業ということで、県に工事を行っていただいております。

そういった意味で、市の財政も厳しい折、補助事業でなるべくこういった事業の——をやってのけたいと考えておるところであります。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今のお話だと、この渋倉伊佐線、あるいは吉則伊佐線は市道だと。で、基本的には市道であれば市が負担する——建設費を負担するというお話でした。

もしそれであるならば、市の財政が非常に厳しい折、やっぱり何を優先するかっていうことを考えたときに、例えば、今あそこの下水処理——下水処理じゃった——とか学校行事とかありましたけども、私は、正直、この道路を造るというのは、プライオリティからすると非常に低いんじゃないかなと。むしろ、ここのお金をもっとほかのことに使うべきではないかなというふうな気がいたします。

というのが、この道路、本当に必要なのかなというか、今のここに通勤というか——議会に来るときでも四三——435ですか、とか全然不自由を感じないんですけども、この道が防災とかいうのがメインの道かどうかはよう分かりませんが、やっぱり、優先——その何を優先するかっていうことを考えたときには、優先順位はほかの事業に比べると低いのではないかと、私は思います。

そういう意味で、さっき坪井委員がおっしゃったように、もうええ加減結論出して、もうそんな幅員を狭めるというふうなことでやるんじゃないかと、もういっそのことをやめるとかいうのも1つの選択ではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 議長、どうぞ。

○議長（竹岡昌治君） 部長か副市長に答えていただき——いただきたいんですが、市道だから市が負担しますという答弁だったんですよね。受益者負担と、それから税の公平性の問題で、そんな単純なものじゃないんじゃないかと、その辺は説明できますか。

○委員長（秋枝秀稔君） 中村次長。

○建設農林部次長（中村寿志君） ただいまの竹岡議長の御質問にお答えいたします。

私が申しましたように、市道であるから市が負担すると言ったことでございますが、今、先ほどもちょっと申したんですけど、今、実際に整備、1工区、2工区と

渋谷伊佐線、工事しておりますが、これについては、県代行事業ということで、県のほうが工事を行っておりますので、市の負担はないわけですが、引き続き、こうやって県代行でやっていただけるかどうか、また県との協議が残っておりますが、そういった意味でも、必ずしも市の負担だけではないということの御理解はお願いできたらと思っております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 議長、よろしいですか。藤井議員、どうぞ。いいですか。

○委員（藤井敏通君） また叱られますけども、多分、この件については、議長のほうがいろいろ見識をお持ちじゃないかなと思うんですが、質問したりするとだめだと言われるのでやめます。私は——私は、どうも本当にこれ、正直必要なのかなっていう根本的な疑問があるんですね。

だから、もし、今、中村次長言われたように、県が、あるいは国が全額やってくれるんやったら、それはもうやってもらったらええと思うんですけども、そうじゃないんであるんだったら、やっぱり本当に必要かどうかという、一応段——こういうふうなステップ1、ステップ2、ステップ3というふうなことで体裁を整えた上でやめますとかやらんと、また国のほうから、あるいは県のほうからクレームが付くんかもしれませんけど、ここはやっぱり決断だろうと思うんですよね。地元の方の意見も聞かんといかんでしょうけども、本当に必要なあつて、まずその根本的な問題がありますんで、そこをね、どうかなと。

○委員長（秋枝秀稔君） その他、御質疑あり——ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 質疑なしと認めます。

これで——以上で質疑を終わります。

続きまして、3番目でございますが、秋芳地域のまちづくりについての——を議題といたします。

このテーマで、調査研究を行っておられます自主……

すみません、時間が1時間以上経過しておりますので、ここで10分間、15分まで休憩いたしたいと思っております。

午後2時05分休憩

午後2時15分再開

○委員長（秋枝秀稔君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続きまして、3番目でございますが、秋芳地域のまちづくりについてを議題といたします。

このテーマで調査研究を行っている自主研究グループから報告を受けます。よろしく申し上げます。山中委員。

○委員（山中佳子君） 皆さんのタブレットの中に、秋芳地区中心活性化事業というのが入ってると思いますけれども、分かりますでしょうか。今、送られましたけど、いいですかね。

今、委員長のほうから紹介がありましたように、私たちは自主研究グループということで、秋芳地域選出の議員4人と、それから美祢市美東町の——旧美祢市美東町の方、新人議員4人の方も入られまして、竹岡議長の指導の下に、秋芳地域を活性化させ——秋芳地域のまちづくりをどのようにしたらよいかということで、話し合いを続けてきました。

竹岡議長の秋芳地域の活性化が成功した暁には、モデル地域としてほかにも広げていこうという、お心強いお言葉と様々なアドバイスをいただいて、この自主グループの研究を進めてまいりました。

まず、この12ページをお開きください。

これは、秋芳町の人口動態が出ております。

平成20年には6,000人だった人口が、令和4年には4,172人……行きましたかね、12ページ。人口とすれば1,828人減少しております。

これは、もう大体美祢市では1年間に400人から500人減るということですが、秋芳町の人口減少が、先ほどからのお話にもありましたように、減少が非常に激しいということをお話していると思っております。

そこで、この秋芳町の——秋芳地域のまちづくりをどのようにするかということで、まず、この問題の重要性を認識したのは、秋芳地域の活性化と買物弱者の救済の必要性を痛感したこと。これは、秋芳総合支所建設や秋芳地域のまちづくりのワークショップを経て、このようなことを感じております。

また、直売所、スーパー、シェアキッチン、サロン、また、食事も可能な空間を備えたコンビニエンスストアの建設の必要性も感じております。

今、秋芳町には、スーパーと言えるようなスーパーもありませんし、コンビニも2件ありましたものが、今、秋芳町全体で1件になっております。このような買物を非常に困っていらっしゃる方、それから皆さんが憩う場所、そういうふうな場所もないということで、このようなまちづくりの一環として、秋芳総合支所が新しく建設されます。その周辺に、そのようなものが——施設ができたらいいなということで話を進めてまいりました。

それでは、今、1ページをお開きください。ちょっと戻っていただきます。

1ページに目標というものがあります。①、いろいろこれは執行部が左側の資料は作られたものですが、目標が①、②、③とありまして、地域の日常生活と地域活動を支える土地利用の促進、健康、回遊の促進とありますけれども、目的は右側にあります歩いて暮らせるまちづくり。

それから②の目標設定の根拠ということで赤線が引っ張ってありますが、秋芳地域の公共交通結末——結節点である秋吉バス停が地区の中央に位置し、とありますけれども、これは私たちの認識からすれば、かなりずれているのではないかとということで、右側にあります青い字で囲ってあります総合支所周辺を中心地として取り組むということで、その周辺のまちづくりということに取り組みました。

そして2ページ。

2ページにはいろいろ書いてありますが、これも右の、まちづくりは最後のチャンスと捉えて取り組む、という強い決意のもとに話し合いを進めてまいりました。

そこで、私たちは3つの案を作っております——作りました。まず5ページを開いていただきます。

1つは、秋芳総合支所を取り壊した後に、そこで取り崩す——5年間先延ばししてもらって、地元のまちづくり会社が借り受けて、そこで事業をしたらどうだろうかというふうな直売所、スーパーなどをしたらどうだろうかという案がありました。しかし、秋芳総合支所の供用開始はちょっと遅れておりまして令和7年1月、それから着手すれば、かなりまた時間がかかるということで、この案は保留になりました。

また、第2案として、秋吉公民館を利用してはどうだろうかという案もありました。

これは、新総合支所移転までは公民館事務は2階に移ってもらって、1階をスー

パー・直売所にしたらどうだろうかというお話でしたけれども、これも令和6年度に公民館が解体実施の——実施設計ですか、そして令和7年度に公民館を解体及び外構設計、令和8年度に外構工事完了の予定ということで、これは過疎債を財源としており、一体的に行わなければならず時間的に無理であるということで、第3案が一番いいのではないかとということで、今、この第3案で進めております。

その第3案というのが13ページをお開きください。

都市形成のゾーニングということで、ここにありますように丸で囲んであります地域が新たな商業地、それから下が福祉施設、上が居住地・医療・文教・居住地というふうにゾーニング化してありますが、これに従ってやったらどうだろうかということで、新たに——この新たな商業地の写真もありますが、それ送れますかね。

このたび、建設課に作成いたし——していただきました。今、皆さんのところに送られたと思いますが。今の商業地域の図面になります。

ここに、訪問看護ステーションと旧施設課があります。この建物を改修し、国道からの入り口もちょっと入りやすくし——入りやすくしてもらって、さらに浄化槽も付け替えていただくということで、ここはずっと永久的に使うのではなくて、3年を目途に、ここでまずやってみようではないかというふうな計画をして、3年後にはまた新たに実績が上がれば、新店舗をきちんとしたものを造っていただくように、また市にお願いしようじゃないかというふうな話にしております。

そして、次なんですけれども、それでは、この——どのようにしてこの施設を利用してやっていくかということですが、もう1つ資料があります。ふるさとまちづくり会社（案）というのがありますが、2ページを開いてみてください。今、送られました。

これ、秋吉まちづくり会社構想ということで、仮称「秋吉まちづくり会社」ということで、地元商店・農業・法人農家・その他団体・個人から資本金600万円程度で、皆さんから出資なり寄附なりしていただいて、テナント料——一応マールさんにも入っていただき、公募または直営で地元食材を活用した食堂とか、それからいろいろ直売所・シェアキッチン、そのようなものを備えた施設ということで、今、計画はここまでは進んでおります。

そして、これはNPOにしたのが——するのが一番いいのではないかというふうなことになっておりますが、これはあくまでも案ですので、また今からこれが具体化

してきましたら、秋芳地域の方々と相談したいと思っております。

そして1番のこれは、このたびのこういうふうなことをすることに対して、住民に対する課題というのが、まず意識改革をしていただきたいということ。

秋芳町の方には、買物はできるだけこの店舗で——この店舗を利用させていただきたい。それから、住民が生産者となって多品種、少量の野菜を育てて販売する。そして3番目には、みんなで盛り上げていくという意識を持つということで、この3つをみんながきちんとやっていけば、この秋吉まちづくり会社構想もうまくいくのではないかと考えております。

以上が、私たち自主研究グループが研究しました内容です。

質問や……（発言する者あり）皆さん、昨日は16人ぐらい議会報告会に参加していただきましたが、皆さん、大変、このまちづくり会社構想というのには賛同していただきました。

しかし、まだ、まずその前に子どもたちのことも考えるのではないかと——子どもたちの意見も聞くべきではないかとかいうようなお話もありましたし、ぜひ、この構想の——構想を進めてほしいという意見もありました。まだまだ今から皆さんに説明していく段階ではあろうとは思いますが、おおむね私は、昨日来られた方々からは、賛同いただいたのではないかと考えております。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑などを受けたいと思います。ないでしょうか。ないです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、その他でございますが、委員の皆さんから何かございましたらお願いいたします。荒山委員。

○委員（荒山光広君） えっと、その他の項ということですが、私どうしてもすっきりしないところがあるんですけども、皆さん、御記憶にあると思いますが、昨年の9月、この特別委員会の中で、当時、委員長でありました山中議員さんが委員長を辞して市長を刑事告発しますという大変重たい発言があったと思います。

あれから約9か月がたつわけなんですけども、その後、山中議員さんにはどのよ

うにされているのか、告発されたのかどうなのか。また、それが受理されたのかどうなのか、その辺、ちょっとこの委員会で出た話ですので、この委員会でちょっとお知らせいただけたらと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 昨年9月のお話ですけれども、その後も、いろいろな私は問題が出てきているのではないかと考えておりますので、まだ刑事告発はしておりません。でも、まだいろいろと調べております。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 荒山委員。

○委員（荒山光広君） 刑事告発というのは御存じのとおり、捜査機関に告発をするということで、言うてみれば、される側は犯罪——犯罪者扱いですよね。こういったことをいつまでやられるのか。この刑事告発には期限がございませんので、そして、市民として告発するその権利もありますので、その件については、お考えがあらうと思いますけれども、される側もすっきりしませんし、議会の中で出た話ですので、議会も何かすっきりしないなという思いで、ちょっとお尋ねをいたしました。今からまだされるということですね。

○委員長（秋枝秀稔君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 調査結果いかんによっては考えております。

○委員長（秋枝秀稔君） その他何かございましたら、皆さんお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） ないようでしたら、本日の特別委員会を閉会いたします。

お疲れでございました。

午後2時30分開会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年6月27日

新庁舎等建設特別委員会委員長